

# 輸出禁止・輸出制限技術目録の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2021年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

#### **【免責条項】**

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

中国の「輸出禁止・輸出制限技術目録」は、2020年8月に、12年ぶりに大幅な改正が行われました。本稿では、(以下、「本目録」)の位置付けや主な内容、および改正の概要について解説します。

## 1. 一般技術の輸出規制と安全保障の観点からの輸出規制

「[中国の輸出管理体系と最近の動向](#)」でご紹介したとおり、中国の輸出管理規制は、一般的な貨物および技術に対する規制と、安全保障の観点からの両用品目・軍需品・核等および関連技術に対する規制の二つの体系に大別されます。

一般的な技術に関する輸出入管理は、「[対外貿易法](#)」<sup>1</sup>およびその下位法である「[技術輸出入管理条例](#)」<sup>2</sup>に規定されています。

「[技術輸出入管理条例](#)」は、一般技術の輸出の「分類管理」を規定しています。すなわち、技術を「輸出禁止技術」「輸出制限技術」および「輸出自由技術」の3つのカテゴリーに分けて、それぞれに対して異なる管理方法を定めています。このうち「輸出禁止技術」と「輸出制限技術」については、リスト上の技術を規制対象とする「リスト管理」が行われており、「本目録」がそのリストに該当します。「本目録」に含まれていない技術は、輸出自由技術に該当し、(他の法令等で制限されていない限り)輸出が認められていますが、輸出契約ベースの登記管理は行われています。

一方、両用品目・軍需品・核等に関連する技術の輸出については、「[中国の輸出管理法の概要](#)」にてご紹介したとおり、「[輸出管理法](#)」とその下位法令に基づく輸出管理が行われません。

一般技術に対する輸出規制は、両用品目等の関連技術に対する輸出規制と同様に、広義の経済安全、技術安全保障を図るほか、人体の健康や環境保護への配慮、国際義務の履行、国際収支バランスの維持等も目的とされております。両用品目等に関する技術に対する輸出規制に比べ、より広い範囲の技術に対して、管理・規制が行われています。

「[輸出管理法](#)」に基づく両用品目に関する技術に対する輸出管理規制と、一般技術の輸出管理の関係については、後編でさらに詳しくご紹介します。

## 2. 「本目録」の沿革および内容

### (1) 二度の改正について

中国のWTO加盟(2001年12月)に伴い、技術貿易の開放措置として「[技術輸出入管理条例](#)」が制定され、続いて「本目録」や「[輸出禁止・輸出制限技術管理規則](#)」等も制定されました。その後、技術の進歩に伴い、2008年に「本目録」の大幅な見直しが行われ、「[輸出禁止・輸出制限技術管理規則](#)」<sup>3</sup>も2009年に改正が行われました。

「本目録」は、2020年8月に12年ぶりの改正(以下、「第2次改正」)が行われ<sup>4</sup>、人工知能(AI)や情報技術(IT)分野の最新技術等も規制対象に加えられました。

<sup>1</sup> 1994年5月12日公布、2016年11月7日改正、施行

<sup>2</sup> 2001年12月10日公布、2020年11月29日改正、施行

<sup>3</sup> 商務部、科学技術部令2009年第2号。2009年4月20日公布、2009年5月20日施行

<sup>4</sup> 「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の調整、公布に関する公告。商務部、科学技術部公告第38号。商務部、科学技術部2020年8月28日公布、同日施行

この「第2次改正」は、動画投稿アプリを運営する大手中国企業に対して、米国政府が安全保障を理由に同社の米国事業を売却するよう要求し、同社と米国企業との間での交渉が行われている最中に突然公布されました。「本目録」の改正によって、同社の米国事業で利用されているAI技術等も輸出規制の対象となる可能性が生じ、事実上、当該売却交渉をけん制する効果があったとの見方もあり、この点からも「第2次改正」は内外の注目を集めました<sup>1</sup>。

ただし、改正の背景に関しては、2008年の「第1次改正」からこれまでの間に中国の技術輸出が大きく増加している点も見逃せません。「第2次改正」に関する記者会見において商務部・商業貿易サービス業司の責任者は、「中国の技術輸出契約額は、2013年には約200億ドルと、技術輸入契約額の半分以下であったが、2019年には約321億ドルと、技術輸入契約額に近付いている」と状況を説明しています。技術革新が進み、技術輸出の重要性がさらに高まる中、社会情勢の変化に対応するため、規制対象である技術の内容、範囲等を見直す必要が生じたと言えます。

さらに、近時は、米国が「輸出管理改革法」(ECRA)などによって、これまでの輸出規制対象に含まれていなかった「新興・基盤的技術(emerging and foundational technologies)」を加える動きを進めています(同技術の詳しい定義は米商務省が中心となって策定中ですが、AI技術、量子情報・センシング技術、ゲノム工学関連技術などが想定されています)。中国の「本目録」の「第2次改正」の内容も、こうした世界的な動きと連動している面があります。

## (2) 目録の内容

「本目録」は、輸出禁止技術と輸出制限技術の2つのカテゴリーから構成されます。

畜産業、漁業、農業、医薬製造業、通信設備・計算機・電子設備製造業等の業界分野ごとに、禁止技術、制限技術の名称および規制技術の内容、特徴、範囲を定めています。

「第2次改正」では、輸出禁止技術のうち、微生物肥料技術、化学合成および半合成カフェイン生産技術などの4項目を削除しました。また、輸出禁止技術のうち、宇宙航空機器測量制御技術、地図製作技術、空間データ伝達技術、衛星応用技術関連の5項目については規制要点が修正されました。新たに輸出禁止技術に追加された項目はありませんでした。

一方、輸出制限技術については天然薬物生産技術やセキュリティファイアウォールソフト技術等の5項目を削除し、3D印刷技術、無人航空機技術、レーザー技術、大型電力設備設計技術、暗号安全技術等の23項目を新たに追加しました。このほか、輸出制限技術のうち、農作物繁殖育成技術、バイオ医薬品製造技術、地図制図技術、空間データ伝達技術、衛星応用技術、情報処理技術関連の16項目において規制要点の修正を行いました。例えば、情報処理技術の分野では、(i)音声合成技術(音声ナビゲーションなどに使われる)、(ii)AIインタラクティブインターフェイス技術(AIロボットやAIソフトウェアに使われる)、(iii)音声測定・評価技術(言語テストや言語勉強ソフトウェアなどに使われる)、(iv)知能採点技術、(v)データ分析に基づくパーソナライズド情報プッシュ通知サービス技術(ニ

---

<sup>1</sup> 2021年2月10日付の米国紙「ウォールストリート・ジャーナル」の報道によれば、当該売却交渉は無期限延期になったとされる。

ユースや音楽、ビデオなどのアプリケーションに使われる)、の5つの規制要点が新たに追加された点などが注目されています。

### 3. 技術輸出規制の具体的な内容

#### (1) 規制の対象の「技術輸出」は幅広い概念

「技術輸出入管理条例」が規制の対象としている「技術輸出」は、非常に広い範囲の概念です。

具体的には、「技術輸出」とは、中国国内から国外に向けて、貿易、投資または経済技術協力の方法により、技術を移転する行為を指します。また、技術移転行為には、特許権・特許出願権の譲渡、特許の実施承諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービスおよびその他の方式による技術移転が含まれると規定しています（「技術輸出入管理条例」2条）。

「その他の方式」というキャッチオール的な文言を使っているため、理論上、あらゆる形の技術移転が規制対象となり得ます。例えば、貨物の輸出取引に伴い、当該商品の使用に関連する技術が同時に提供される場合、技術提供に関する契約を締結していなくても、技術移転、輸出が生じたと判断され、規制の対象となり得ます。また、物理的に技術情報の移転が生じていなくても、例えば、中国国外から国内の技術のデータベースにアクセスすることを可能とする場合でも、技術移転に該当すると判断される可能性があります。

#### (2) 規制対象の「属地主義」

「技術輸出入管理条例」は、中国国内から国外への技術の移転について規制しています。技術所有者の国籍や登録地に関しては特に限定していません。このため、少なくとも理論上は、例えば、日本人が中国国内で米国企業と特許権実施許諾契約を締結し、中国国内から国外（米国）に技術を移転させる場合も、中国の「技術輸出入管理条例」により規制されることとなります。

#### (3) 分類管理

「本目録」に規定する輸出禁止技術に該当する場合、当該技術の輸出が禁止され、輸出することができません（「技術輸出入管理条例」29条）。

一方、「本目録」に規定する輸出制限技術に該当する場合、技術輸出についての実質的な交渉や契約の締結を行う前に省レベルの商務主管部門<sup>1</sup>に対して技術審査を申請し、技術輸出許可意向書を取得する必要があります（「技術輸出入管理条例」33条）。また、技術輸出契約の締結後、省レベルの商務主管部門に契約書等所定の資料を提出して技術輸出許可証を取得して初めて輸出することができます（「技術輸出入管理条例」34条）。

なお、制限技術の輸出許可手続については、後編で詳しくご紹介します。

また、輸出自由技術については、技術輸出契約について省レベルの商務主管部門に対して、契約登記を行い、契約登記証をもって、外貨、銀行、税務、税関等の手続きを行う必要があります。

---

<sup>1</sup> 「行政審査認可プロジェクトの取消および調整に関する第4回国務院決定」（国発〔2007〕33号）において、輸出入制限技術許可の管理実施機関を従来の国務院対外経済貿易主管部門から省レベルの商務行政主管部門に移譲した。

#### (4) 罰則

輸出禁止技術に該当する技術を輸出した場合や、輸出制限技術に該当する技術を許可なく輸出した場合または許可された範囲を超えて輸出した場合、行政処罰として警告、違法所得の没収または過料に処される可能性があります。このほか、対外貿易経営許可が一時停止されたり、取り消される可能性もあります。また、当該輸出行為が密輸罪、違法経営罪、国家秘密漏洩罪などの犯罪に当たる場合は、刑事罰の可能性もあります（「技術輸出入管理条例」43条、44条、「税関法」82条、87条）。

森・濱田松本法律事務所

弁護士 石本 茂彦

弁護士 鈴木 幹太

中国律師 沈 陽

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約 1 分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210047>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp